



新制度スタートの年！未来は洋々

代表取締役社長 内藤 稔

謹んで新春のおよこびを申し上げます。

The Knights of Environmental Science
お客様に喜んで頂きますよう、内藤環境管理は、
今年も明るく、元気に、素直に！行動します。

土壤汚染調査の信頼性を図るため、2月15日
施行になります土壤汚染対策法に基づく指定調査
機関として、環境大臣の指定を申請中です。

又、特定計量証明事業の認定につきましても、
製品評価技術基盤機構の現地審査が終了しました。
認定を受けた後、埼玉県の登録を受けますので、
4月には大気中のダイオキシン類の濃度、水又は
土壌中のダイオキシン類の濃度の計量証明書に、
認定ロゴ(M L A P)が表示出来るようになります。

更に、環境計量証明事業等の情報管理システム
(L I M S)は、テスト稼動中ですが、今年4月
1日より本稼動に切り替わります。コンピュータ
管理システムが直接、計測機器と接続しデータを取
り込み蓄積すると共に計量証明書も自動発行にな
ります。更に、このデータ及びシステムを活用
することにより品質管理の向上が期待できます。

なお、今年は2年に1回の特別セミナーの年
になります。現在6月以降を予定し講師の先生方と
打ち合わせを行っています。皆様方には4月頃、
ご案内をさせていただく予定です。

今年も、変化の激しい年になりそうです。
組織、設備、技術、サービスを充実し、お客様に
御満足していただける企業として「正確・迅速・
親切」な対応で「快適環境創造」の為にデータを
活用いただけます様、技術研鑽に励みます。

「感謝・感激・感動」の気持ちを大切に・・・

お客様に喜ばれる企業を目指し行動しますので、
旧に倍するご指導ご鞭撻の程お願いいたします。

鉛・セレンの暫定排出基準改正へ

環境省は、水質汚濁防止法に基づく有害物質の
排水基準のうち鉛・セレンについては、一部の工場・
事業場で直ちに一律排水基準を達成することが困
難であることから、鉛・セレンを使用する3業種に属
する工場・事業場を対象とする暫定排水基準が設
定されていますが、一律排水基準の達成に向け、排
水処理の各種技術の検討・施設改良等が進められ
ています。

2003年1月末に現在の暫定排水基準の期限が切
れることに対応し、鉛・セレンに係る暫定排水基準を
改正します。黄鉛顔料製造業、銅第一次精錬・精製
業については暫定排水基準を廃止し、一律排水基
準に移行。また、セレン化合物製造業については現
時点で実現可能な濃度レベル(0.3mg/l)まで暫定
排水基準を強化するとともに、暫定排水基準を
2006年1月末までに延長する予定です。

資料：化学工業日報 2002年12月2日

環境省報道発表資料 2002年11月29日

(<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=3770>)

元素分析課 岡田 光代

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- 1.カドミ汚染 - 12品目 国際基準案超過 -
- 2.水生生物保全の水質環境基準検討 - 中央環境審議会
- 3.ピスマス参考評価値 0.05mg/L 浸出基準
- 4.白石綿も使用禁止へ 厚生労働省
- 5.2005年末目標に鉛フリーはんだ化
- 6.シックハウス症候群 初の被害調査へ 日弁連
- 7.さいたま市 残土条例 規制面積 500㎡に強化
- 8.下水道汚濁に排出枠 国交省検討
- 9.大気汚染物質自主管理計画 01年度実施状況
- 10.平成13年度 臭気系ダイオキシン類調査結果について
- 11.平成13年度 ダイオキシン類特別措置法施行状況
- 12.平成13年度 全国地下水水質測定結果 環境省



事業内容

- 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- 2 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- 3 水道法第20条に基づく水質検査
- 4 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- 5 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- 6 トータルサニテーション管理
- 7 微生物に関する試験・調査
- 8 依頼試験・研究・開発